

協議第1号

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議の基本方針について

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議の基本方針について、別紙のとおり定めるものとする。

平成15年7月8日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会長 服部 幸道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議の基本方針（案）について

1 1市2町の背景を相互に理解し協議を進めます

現行の制度は、1市2町それぞれの創意と工夫によって作り上げられたものであることを相互に理解し協議を進めます。

2 住民のこえを活かした開かれた協議を進めます

地域住民の意見とニーズを反映したオープンな協議を進めるとともに、協議の経過については、速やかに住民にフィードバックしていきます。

3 中長期的な実現可能性・持続可能性に配慮して協議を進めます

今後10年間（又はそれ以上）の事業の推移を見通し、財政的な裏付けを伴う内容であることとします。

4 住民生活の向上をめざして協議を進めます

合併による効果が住民生活の向上につながることを原則に協議を進めます。

また、個別の事業等については事務処理の方法ではなく、住民負担（税、保険料、料金等）と受益（サービス水準）の変化に着目した協議を進めます。

5 行政目的を意識して協議を進めます

個々の事業は、行政目的の達成のための手段であることを意識し、細分化された個々の事業のサービス水準の高低にこだわることなく、事務や事業の目的や対象に即した広い視野をもって協議を進めます。

6 1市2町全庁の能力をフル活用します

合併協議には1市2町が全庁を挙げて取り組むことを徹底します。